



とした規制委の判断に具体的に疑義を示している場合、被告はその疑義を踏まえてもなお規制委の判断が合理的だと主張・立証する義務を負う。谷弁護士は、原告に、現在の審査基準に代わる代替の基準について提示し、その合理性の立証まで求める国の主張は誤っていると批判した。

※<sup>i</sup> ある主要事実について説明責任を負っていない当事者（この裁判では国）がその具体的事実を主張する等の義務を負うというもの。それが認められる要件の一つに、自己（この裁判では原告）の主張が抽象的ではなく、主張を裏付ける具体的手掛かりを提示していること、がある。

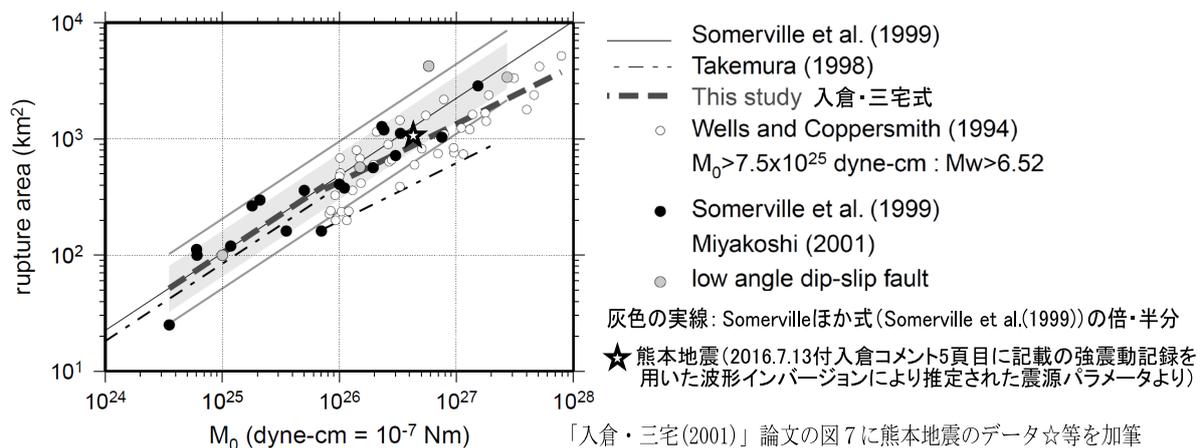
◆**壇ほか式に適用範囲があると自認しているのに、合理的理由なく範囲外でも適用可としている**

国は、前回の準備書面で、「短周期レベルを地震モーメントの1/3乗でスケーリングすることは、純理論的な物理モデルとしては『Somervilleほか式』が妥当する地震規模の領域 ( $M_0 < 7.5 \times 10^{25}$  dyne-cm、第1ステージ) に整合する」とした。つまり、壇ほか式には適用範囲があることを認めた。ところが、壇ほか式の基となった地震データが存在する範囲内 ( $3.5 \times 10^{24} \leq M_0 \leq 7.5 \times 10^{26}$ ) であれば、適用範囲外でも適用できると主張した。これに対し、瀬戸弁護士は「何ら合理的理由もなく範囲外での適用はできないこと、範囲外では別の根拠により関係式を求める必要がある」と反論した。

◆**壇ほか式を含む推本レシピによる計算結果が観測記録と整合するとは到底言えない**

国は、壇ほか式が体系化された推本レシピは観測記録との整合性が検証されているとし、同式を擁護している。しかし、推本レシピは、レシピによる計算結果が観測記録と整合することまでは求めず、計算結果がある程度説明できることをもって検証と位置付けている。さらに、ある程度説明することすらできない計算結果になった場合でも、微視的震源特性等を修正することにより、計算結果と観測記録を合わせている。瀬戸弁護士は、このようなやり方でしか合わせられないのでは、強震動予測結果と観測記録とが整合するとは到底言えないと主張した。

◆**壇ほか式の倍・半分に収まるという粗い基準では同式が合理的だとは評価できない**



国は、経験式が観測記録の倍・半分の範囲に概ね収まることをもって、経験式と観測記録が整合するとしている。しかし、倍・半分という基準は粗すぎる。例えば、入倉氏は、熊本地震のデータ ( $M_0 = 4.2 \times 10^{26}$  dyne-cm) について、Somervilleほか式の倍・半分の範囲に収まっている（上図）けれども、第1ステージのSomervilleほか式ではなく、第2ステージ ( $7.5 \times 10^{25} \leq M_0$  [dyne-cm]  $\leq 1.8 \times 10^{27}$ ) の入倉・三宅式に調和的だと評価している（2016.7.13付入倉コメント）。瀬戸弁護士は「このような評価がなされていることからしても、倍・半分に概ね収まることをもって壇ほか式が合理的であると評価することはできない」と主張した。

#### ◆推本レシピとは別の手法を使えば矛盾は生じないと話をすり替えているだけ

原告は、アスペリティ面積比が1を超えるのは武村式を用いた場合に限られず、実際に起こった福井地震の $M_0$ を推本レシピの式に代入しても1を超えると指摘してきた。これに対し国は、前回の書面で、断層を8つの要素断層に分け、そこからすべり量の大きいものだけを抽出すれば1を超えないとした。谷弁護士は「この手法を使えば超えないのは当たり前。原告は推本レシピを用いた時に生じる矛盾を問題にしているにもかかわらず、国は推本レシピとは別の手法を用いれば超えないと話をすり替えているだけで反論になっていない」と批判した。

#### ◆関電の書面に、経験式の有するばらつきを考慮したとの記述はどこにもない

参加人・関電は、前回、基準地震動策定過程を詳述する準備書面を出した。武村弁護士は、この書面について、関電も国と同様、入倉・三宅式は震源インバージョンにより求められた震源断層面積を主に用いるとし、誤っていること、経験式の有するばらつきを考慮したとの記述はどこにもないこと等を厳しく指摘した。

#### ◆裁判長、「ばらつきの考慮」について、国の解釈を裏付ける文献の提出を求める

原告側弁護士が陳述を終えると、裁判長は今後の進行について原告と被告に確認した。国は「次回で地震に関する主張は一通り終える。もしかすると次々回に持ち越しがあるかもしれない」とした。一方、冠木弁護士は、今回は、今回国が出した書面のうち、第23準備書面は資料的なもので、第22準備書面に反論すると述べた。

次に裁判長は、原告に対し、「昨年12月の国の『訴えの変更申立てに対する答弁書』における求釈明への書面での回答が出ていない。原告が違法事由として主張するものは、原告が『訴えの変更申立書』（2017年9月）で指摘する7点と火山対策でよいか」と尋ねた。冠木弁護士は念のため書面で回答すると答えた。裁判長は、求釈明が出されてから随分経つので、1ヶ月後の10月9日までに回答するよう求めた。

また裁判長は、「ばらつきの考慮」についての国の解釈に関し、その解釈を裏付ける文献があれば提出すること、あるいは、裁判所が読み落としているかもしれないので、もし提出済みであればその箇所を示すことを国に求めた。国は「検討する」と答えた。

逆に原告に対しては「原告の解釈を裏付ける文献があれば提出してもらってもよい。しかし、原告から出すのは国が提出した後でもよい。次回までに提出するかどうかは任せる」とした。

これまで国はそのような文献は提出していない。国の解釈の誤りについては、これまで原告が粘り強く指摘し続けてきたが、裁判長は国の痛い所を突いた。

さらに裁判長は「国は一応次回で地震の主張を一通り終えるとしている。また、本件は他にも違法事由として争点が幾つかある。ついては、今後の進行に関し膝を突き合わせて協議したらどうか」と原告・国・関電に提起した。次回期日終了後、30分程進行協議が行われることになった。

#### ◆そろそろ裁判所に判断させてもよい時期。勝ちに行く、判決を取りに行く姿勢が必要だ

報告会ではまず弁護団が今回提出した書面等を解説された。進行協議について武村弁護士は「提訴から6年も経った。そろそろ裁判所に判断させてもよい時期だ。どの論点であれば勝てるのか、結審を視野に入れ、今までの主張立証を全部整理し、弱点や欠けている部分はないか見極め、腹をくくらなければならない。裁判では勝ちに行くという姿勢が必要であり、勝つために何をすべきか原告団も弁護団も今本当に考えるべきだ。裁判所が進行協議を提起してきたことを一つのよい機会と捉え、基本的には勝ちに行く、判決を取りに行く姿勢が必要だ」と強く訴えられた。

◆まさに国が無視したガイドの「ばらつき」の項を裁判長が指摘・原告に極めて有利に

裁判の会共同代表の小山さんは、今回裁判長が「ばらつきの考慮」について国に文献の提出を求めたことの重要な意義を紹介した。今回の国の第23準備書面は、基準地震動策定に関する具体的審査基準を整理したものとして出されている。国は同書面で、地震動審査ガイドで規定されている「ばらつきの考慮」を完全に無視している。まず、同ガイドは審査基準に該当しないものと述べている。つまり、位置付けを低め、無視してよいものとしている。さらに、同ガイドのI.3.2.3(2)に「ばらつきの考慮」は規定されているが、同書面ではI.3.2.3の(1)と(3)は取り上げている一方で、(2)には全く触れていない。すなわち、国は「ばらつきの考慮」を完全に無視する姿勢だということを示している。小山さんは「今回裁判長は、国が無視するI.3.2.3(2)を、項目番号まで指定して取り上げたので、原告にとって極めて有利になった」と強調した。

◆関電の「中間貯蔵」の年内計画地点公表を止めよう 10・28 関西集會に集まろう

交流会では使用済燃料「中間貯蔵」問題について取り組みを交流した。

まず、和歌山の松浦さんが、白浜町内の動き等について報告。町内の3つの区のうち、まず日置川地区で会（核のゴミはいらん日置川の会）が結成され、8月にはあと2つの区（富田・白浜）でも会（核のゴミはいらん白浜の会）が結成された。前日9日に開催された、白浜の会の記念報告会に約130名が参加した。2つの会はいろいろと協力し合っていくということだ。

松浦さんは、9月6日に町長が「協議する考えはない」と発言したことについて、迅速に勉強会等を行い申し入れも早めにしたこと、外からもたくさんの方が来て申し入れを行ってきたこと等により、今回の発言が成り立ってきたと思うと語られた。

コープ自然派脱原発ネットワークの坂本さんは、8月下旬に行った和歌山ツアーを報告。県内各地の生産者を訪問し、「中間貯蔵」に“反対”の意思を伝え、生産者の意見を聞いた。白浜町にて地元で活動されている方と交流し、受け入れ拒否の表明を求め町に申し入れを行ったこと等を紹介された。



お二人からの気持ちが高まる報告を受け、小山さんが避難計画を案ずる関西連絡会として「10・28 核のゴミ捨て場『中間貯蔵』はいらない！関西集會」を呼びかけた。集會を成功させ、白浜町等へのけん制をかけよう、使用済燃料の発生を止めるということで福井・関西で一致して活動するきっかけを作っていこう等、訴えた。操業開始等を認めないよう、9月13日にむつ市長に申し入れに行くことの紹介もなされた。

◆裁判は終盤に向けいよいよ山場に 勝ちに行くために頑張っていこう

次回期日は終了後に進行協議もあり、裁判は終盤に向けていよいよ山場になる。「ばらつきの考慮」の問題では原告に非常に有利な状況になった。より多くの傍聴で原告・支援者の意気を示していこう。有利な状況を活かし「勝ちに行く」ために頑張っていこう。

★次回 28 回法廷 12 月 10 日（月）15:00 終了後、進行協議と報告・交流会  
次々回第 29 回法廷 2019 年 3 月 25 日（月）15:00

●10・28 核のゴミ捨て場「中間貯蔵」はいらない！関西集會 10/28(日)13:30~16:30 場所:ドーンセンター  
主催:避難計画を案ずる関西連絡会 詳しくは⇒[http://www.jca.apc.org/mihama/annai/flyer181028\\_1.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/annai/flyer181028_1.pdf)

2018 年 9 月 22 日 おおい原発止めよう裁判の会事務局